

田園調布学園大学 障害学生修学支援規程

(目的)

第1条 この規程は、「障害者基本法」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」その他の法令に基づき、田園調布学園大学（以下、「本学」という。）における障害のある学生の修学支援に係る基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において障害のある学生とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。以下、「障害」という。）があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。

(合理的配慮)

第3条 障害のある学生が修学上の支援を受けることを希望し、学長がその必要を認めた者（以下、「支援対象学生」という。）について、修学上の障壁を除去するための合理的な配慮を行い、当該学生に対する支援に必要な方策（以下、「修学支援方策」という。）を講ずるものとする。

2 障害のある者が本学への入学を志願するときは、その者の入学について、本学の目的及び志願する学科等の学修過程に照らし、総合的かつ客観的に判断した上で、適切に対応するものとする。

(学長の責務)

第4条 学長は、障害のある学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、障害のある学生の修学支援方策を推進する責務を有する。

(学部長・研究科長の責務)

第5条 学部長・研究科長は、学長の命を受け、当該学部・研究科に所属する障害のある学生が修学における不利益を受けないよう、具体的な修学支援方策を講ずる責務を有する。

(教職員の責務)

第6条 教職員は、障害のある学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、障害のある学生の修学支援方策の実施に際し積極的に協力するよう努めなければならない。

(支援方針)

第7条 第3条第1項に定める合理的な配慮を提供するに当たり、障害のある学生に対する「田園調布学園大学 障害学生支援方針」（以下、「方針」という。）を別に定め、この方針に基づき修学支援方策を策定し、実施するものとする。

(支援の申し出)

第8条 障害により修学に必要な支援を希望する者は、入学前、入学後のいずれの時期においても申し出ることができる。

2 前項の申し出に当たっては、原則として、障害者手帳等の公的な書類又はそれに準ずる障害があることを示す診断書等を提出することとする。

(障害学生支援室の設置)

第9条 障害のある学生からの支援の申し出や問い合わせ及びその相談に対応するため、障害学生

支援室を設置する。

2 障害学生支援室に関することは別に定める。

(支援実施体制)

第 10 条 前条により申し出のあった学生に対する修学上の支援の必要性の有無及び支援対象学生に対する修学支援方策の範囲については、保健・衛生委員会と障害学生支援室との連携により、関係教職員が当該学生から十分な聴取を行った上で、その都度協議し、学長に報告するものとする。

2 支援対象学生に対する修学支援方策及びそれに係る実施計画は、保健・衛生委員会及び障害学生支援室並びに当該学生の所属学部・研究科等の関係部局において、協議し、策定するものとする。

3 支援対象学生に対する修学支援方策の実施に際しては、当該学生の所属学部・研究科が主たる責任を持つものとする。

4 支援対象学生に対する支援を円滑かつ適切に行うため、保健・衛生委員会は、関係部局間の調整を行うものとする。

(紛争防止及び解決のための体制)

第 11 条 障害を理由とする差別に関する紛争の防止及び解決を図るための学内組織を置く。

2. 障害を理由とする差別に関する紛争の防止及び解決を図るための学内組織をハラスメント防止対策委員会とする。

3. 前項の委員会に関する事項及び手続等を別に定める。

(個人情報の保護)

第 12 条 この規程及び方針の運用に際しては、「田園調布学園大学 学生個人情報保護規程」の定めるところにより、個人の権利利益を保護するものとする。

(事務)

第 13 条 支援対象学生への支援及び障害学生支援室の運営に関する事務は、学生生活・進路支援課において処理する。

(規程の改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、学長がこれを行うものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 12 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。